

I A S B 会議報告（第 7 8 回会議）

I A S B（国際会計基準審議会）の第 7 8 回会議が、2 0 0 8 年 4 月 1 5 日から 1 8 日までの 4 日間にわたりロンドンの I A S B 本部で開催された。また、2 1 日及び 2 2 日には F A S B（米国財務会計基準審議会）との合同会議がロンドン市内のペインターズホールで行われた。

今回の I A S B 会議では、①収益認識、②国際会計基準（I A S）第 3 7 号（引当金、偶発負債及び偶発資産）の改訂、③ I A S 第 3 9 号（金融商品：認識及び測定）の改訂（ヘッジ会計）、④連結、⑤子会社、共同支配企業及び関連会社の投資原価、⑥ジョイント・アレンジメント、⑦中小規模企業（SME）の会計基準、⑧ I F R S 第 5 号（売却目的で保有する非流動資産及び廃止事業）の改訂、⑨ I F R S の年次改善の手続及び⑩ I F R S の年次改善についての検討が行われた。教育セッションでは、公正価値測定に関連して企業評価の専門家から企業結合時の企業評価についての説明があった。

F A S B との合同会議では、①MOU の見直し、②概念フレームワーク（財務諸表の目的及び報告企業）、③信用危機への対応、④収益認識について議論が行われ、さらに、⑤ C R U F（Corporate Reporting User's Forum）との意見交換が行われた。

I A S B 会議には理事 1 2 名が参加した（トム・ジョーンズ氏が欠席。このほか欠員の理事が 1 名）。また、F A S B との合同会議には、F A S B のボードメンバー 7 名を加え 1 9 名が参加した。本稿では、このうち、I A S B 会議の内容として①から⑤までを、F A S B との合同会議報告として①から④までの内容を紹介する。

I A S B 会議

1. 収益認識

今回は、ディスカッション・ペーパーのドラフトの 3 つの章についての紹介と意見交換が行われた（合意された事項はない）。議論されたのは、①第 2 章「顧客との契約の会計処理（accounting for contracts with customers）」、②第 3 章「履行義務（performance obligations）」及び③第 4 章「履行義務の履行（satisfaction of performance obligations）」であり、これらはいずれも認識及び認識の中止に関するものである。測定に関するドラフトは今回議論されていない。以下では、これらの章での議論の概要を紹介する。

(1) 顧客との契約の会計処理

この章では、まず現行の収益認識規準が持つ問題点（例えば、収益稼得過程に重点を置いて収益認識を行う場合、同一取引であっても、業種の違いによって収益として認識される時点が異なることなど）が示され、その上で、なぜ一般的な収益認識モデルが必要なのか、また、そのモデルはなぜ資産負債の変動に焦点を当てるのかを説明している。このプロジ

ェクトのモデルでは、主として企業と顧客間の契約から生じる特定の資産又は負債に焦点を当て、期末で残っている契約上の権利と義務の測定値に基づいて、どのように資産又は負債が認識されるかを示している。契約は、強制力のある、あるいは法に基づく義務を創出する2当事者間の約束であり、契約が創出された時点が、収益認識の開始時点となる。契約当初では、契約に伴う資産と負債が同額で認識され、通常は純額ではゼロとなるため収益は認識されない。その後、契約によって生み出された資産が増加又は契約負債が減少した時に、収益を認識することになる（契約時収益）。また、もし、権利の測定値が義務の測定値を超過していれば、契約開始時で収益が認識されることがある。ここで提案されたモデルの特徴は、企業が契約で約定した財及びサービスを提供したことをもって収益を認識するというものである。

(2) 履行義務

この章では、履行義務を「顧客に経済的資源を移転するという企業と顧客との契約上の約束である」と定義し、顧客との契約の中に含まれるいくつかの履行義務をどのように識別するかを説明するためのいくつかの設例が示されている。顧客の家の壁を塗装する例では、少なくとも塗料という財を引き渡すという履行義務と塗装というサービスを提供する履行義務に分けることができることが示されている。財の引渡義務はさらにいくつかの財（パテ、下塗液、塗料などの財）に分けられるが、これらが同時点で顧客に引き渡されるのであれば、それらをまとめて一つの会計単位として扱うことができる。また、塗装サービスという履行義務については、塗装の進捗に応じて履行義務が履行されたと見るかについて意見が分かれている。さらに、返品権が付された契約の場合、返品をどのように理解するか（契約そのものが取り消されたと見るか、新たな権利義務の発生と見るか）についても議論されている。ディスカッション・ペーパーの付録では、提案された収益認識モデルについて、どのように履行義務を識別するかを含む、契約の最初から最後までを説明した設例が準備される。どのように履行義務を識別するかを議論することにより、ディスカッション・ペーパーは次に履行義務をいつ履行するかを詳細に研究する。

(3) 履行義務の履行

この章では、履行義務が履行される時点に関する議論が行われている。履行義務は、契約で約束された経済的資源が顧客に移転された時点で履行されたと見るべきことを提案している。財の引渡の場合、当該財に対する強制力のある権利又はアクセス（enforceable right or access）が顧客に移転された時点で履行されたことになる。また、サービスの場合、サービス又はサービスに対するアクセスが提供された時点で履行されたこととなる。そして、この履行義務が履行された時点で収益が認識される。本プロジェクトのモデルでは、強制力のある権利又はアクセス（財の場合）、又はサービス又はサービスに対するアクセス（サービスの場合）が提供された時点で注目して収益を認識する。この時点は、リスクと経済

的便益の移転の時期と一致しない場合がある。例えば、F O B ベースで強制力のある権利又はアクセスが顧客に移転するが、輸送中の損害については、売主がリスクを負担している場合、履行義務の履行は、強制力のある権利又はアクセスの移転の時点で捉え、リスクと経済的便益の移転の時点とは考えない。また、顧客の同意 (customer acceptance) を必要とすることが契約に含まれている場合があるが、この場合でも、通常は、顧客の同意規準は明確であり、企業がそれによって同意の可能性を判断できる場合には、強制力のある権利又はアクセスの移転の時点をもって、収益を認識することが提案されている。

2. I A S 第 3 7 号 (負債、偶発負債及び偶発資産) の改訂

今回は、①負債の測定に当たり必要とされる追加ガイダンスに関する初めてのドラフトが示され、これについて議論が行われた。また、米国会計基準とのコンバージェンスを図るものとして、②リストラ費用 (restructuring costs) 及び③不利な契約 (onerous contracts) についての議論が行われた。

(1) 負債の測定

I A S B は、公開草案に対して受け取ったコメントを考慮しながら、公開草案で提案された測定の規定及びガイダンスを見直している。これまでの議論では、次に示すような負債の測定に関する原則及びそれを補足する追加的なガイダンスを最終基準に含めることに暫定的に合意している。

- (a) もし、「相手方と決済するために支払わなければならない金額 (現在決済金額)」が、「現在債務を第三者に譲渡するために企業が支払う金額 (現在譲渡金額)」と異なる場合には、「合理的に支払うであろう金額」は、この両者のいずれか低い金額になる。
- (b) 期待キャッシュ・フロー・アプローチを採用した負債の最新の決済・譲渡金額の見積り方法に関するハイレベルなガイダンスを追加する。

これを受けて、今回、負債の測定に関して、測定原則として次のようなものが提示された。また、さらに、「相手方が現在債務を引き受けるために要求するであろう金額」を見積もるための適用ガイダンス案も併せて提示された。

【当初測定】

「企業は、測定日において現在債務から解放されるために合理的に支払うであろう金額で負債を測定しなければならない。当該金額は、

- (a) 相手方が現在債務を引き受けるために要求するであろう金額 (現在譲渡金額)、又は、
- (b) もし相手方と決済するために支払わなければならない金額 (現在決済金額) が (a) より低いという客観的な証拠がある場合にはこの金額」

【当初認識後の測定】

「企業は、負債の簿価を各報告日末において見直し、そして、当該日に現在債務から解

放されるために企業が合理的に支払うであろう金額を反映するよう調整しなければならない。」

これらをベースに議論が行われたが、これまで何回か議論されてきた「負債を当該債務の債権者との間で決済するために支払う金額（現在決済金額）」と「その時点で負債を第三者に譲渡するために支払う金額（現在譲渡金額）」のいずれで負債を測定すべきかという問題が再燃し、この論点に関して、スタッフに対してさらに検討することが指示された。

(2) リストラ費用

現行 I A S 第 3 7 号では、リストラを行う詳細な計画を有し、影響を受ける関係者に有効な期待を抱かせる場合には、リストラを行うという推定債務が生じるとしている。ところが、公開草案では、米国会計基準とのコンバージェンスを図るため、I A S 第 3 7 号のリストラ引当金の認識に対する現行規定を廃止し、リストラに関連する費用から生じる負債は、リストラとは独立に生じる費用のように、信頼性をもって測定可能な負債が発生したときに認識すべきであると提案している。

多くのコメントは、リストラ費用に関するこの改訂を支持していた。しかし、今回、受領したコメントで指摘された事項のうち、①リストラ費用の扱いが推定債務の考え方と矛盾するのではないかという点及び②リストラ費用の会計処理を現行 I A S 第 3 7 号から改訂することで情報の一部が喪失するので、これを補う開示が必要かどうかという点について議論が行われた。

① 推定債務との関係

リストラのアナウンスメントに法的な拘束力がないものの、企業の評判を損なうので、営業的な側面から見て企業がその決定を撤回することは極めてまれであることから、アナウンスメントにより推定債務が生じるという指摘があった。しかし、今回改めて議論が行われたが、営業的な側面から企業が決定を撤回することが難しいというのは、それ自体では、リストラによって影響される人々に対して債務を負っているとまでは言えず、この点に関する従来の I A S B の見解を変える理由にはなり得ないとされた。そのため、公開草案の提案を変更しないことが暫定的に合意された。

② 開示の追加

公開草案の改訂提案では、リストラ費用に関する開示は求めている。その結果、現行 I A S 第 3 7 号に比べて情報が失われるので、今回、①リストラの記述、②影響されるセグメント、③認識された減損、④リストラ関連費用の総額及びこれら費用の性質とタイミングに関する情報の開示を求めることが暫定的に合意された。

(3) 不利な契約

公開草案では、①企業自身の行動の結果不利となる契約に対する負債は、企業が行動を起こした後で認識することとしており、また、②不利な契約がオペレーティング・リースの

場合、回避不能コストは、残余期間のリース料支払額から、企業が転貸を意図していない場合であっても転貸を仮定した場合に見込まれるサブ・リース料を差し引いた金額として決定すべきことを明確にしている。

多くのコメントは、不利な契約に関するこの改訂を支持していた。しかし、いくつかの指摘があり、今回は、①企業の支配が及ばない要因によって不利な契約となる場合の意味、②「企業自身の行動」の意味及び③サブ・リース料（利益）の取扱いが議論された。

① 企業の支配が及ばない要因によって不利な契約となる場合

公開草案の例示を見て、契約価格が市場価格を下回った場合にはいつでも不利な契約に該当し、負債を認識しなければならないのではないかと指摘があった。公開草案の意図は、企業の支配が及ばない経済条件の変動などによっても不利な契約となる場合があることを示したかったもので、市場価格が回避不能コストを下回った場合には、負債の認識が必要になるが、単に契約価格が市場価格を下回っただけでは、いつでも不利な契約に該当するとは判断されない。このため、このことを文言の改訂を通じて明確化することが暫定的に合意された。

② 「企業自身の行動」の意味

負債の認識を決定する要因である「企業自身の行動」は、単に経営者が意思決定をしただけではこれに該当しない。意思決定を受けて、実際に行動が起こされることが必要である。例えば、工場を移転する場合、移転の意思決定のみでは不十分で、実際に移転が行われる必要がある。

③ サブ・リース料（利益）の取扱い

公開草案では、回避不能コストは、残余期間のリース料支払額から、企業が転貸を意図していない場合であっても見込まれるサブ・リース料を差し引いた金額として決定するとしている。これに対して、サブ・リース料を含むのは、企業が転貸を意図している場合に限るべきだというコメントがあった。IAS第37号公開草案では、「企業は、測定日において現在債務を決済又は譲渡するために合理的に支払うであろう金額で負債を測定しなければならない。」とされており、例えば、解約不能リース契約でビルのリースを受けている場合で、自社使用している部分が縮小し空きスペースが生じているような状態の場合、第三者がこの債務を引き受けるために合理的に支払う金額を計算する場合、第三者が空きスペースの転貸によるサブ・リース料収入を勘案しないと想定することは合理的ではない。このように、リースを受けている企業が転貸の意思を有しているかどうかではなく、第三者が転貸を合理的に想定するかどうかで判断すべきと考えられるので、IASBは、公開草案での提案を改訂する必要はないと暫定的に合意した。

3. IAS第39号の改訂（ヘッジ会計）

このプロジェクトでは、2007年9月に、ヘッジ会計に関してIAS第39号の明確化

を図るための公開草案を公表し、2008年1月にコメント募集期間が終了した。この公開草案では、①企業が金融商品に対するエクスポージャーをヘッジするときヘッジ対象とすることができるリスクは何なのか、②企業は金融商品のキャッシュ・フローの一部をヘッジ対象として指定することができるが、この一部とはどのようなものをいうのか、を明確にすることに関する改訂が提案されている。

今回、スタッフから、本プロジェクトの今後の進め方について、IASBの見解を求めるために次に示す3つの提案がなされ、議論が行われた。

アプローチA：このプロジェクトとは別の金融商品に関する現行会計基準を見直すプロジェクトで2008年3月に公表されたディスカッション・ペーパーでは、金融商品に関する現行基準を公正価値による測定に置き換えるための方向性を探っているが、このディスカッション・ペーパーに対するコメントを待ってヘッジ会計の改訂を行うというアプローチ。

アプローチB：公開草案は、ヘッジ対象として適格となり得るリスクを特定し、また、ヘッジ対象として指定できるキャッシュ・フローの一部とは何かを明示するなど、細かいルールを設定するアプローチ（ルール主義に基づくアプローチ）を採用している。これは、ヘッジ会計に関する現行実務が多岐にわたっているため、この状況を短期的に改善することを目指すという考え方に基づくものである。アプローチBは、このような公開草案のアプローチに基づいて短い時間のうちにヘッジ会計の改訂を行おうというものである。このアプローチには、更に、公開草案より範囲を狭める、公開草案の範囲を維持する、公開草案より範囲を拡大するという3つの選択肢が示されている。

アプローチC：短期的なヘッジ会計の改訂プロジェクトとして取り進めるが、原則ベースアプローチを採用し、金融商品（場合によっては非金融商品）のみをヘッジ対象として扱うアプローチである。

今回、本プロジェクトの今後の進め方が検討されたのは、①2008年3月に公表された金融商品に関するディスカッション・ペーパーの結果を待たずにヘッジ会計の改訂を行うことがよいのか、また、②今回の改訂提案は、現行実務の多様性を改善するために、「当初の規定の意図を明確にすること」を目的とする限定的プロジェクトである点をどう考えるか（規定の意図の明確化を図ることによって実務上の多様性をできるだけ早く除去すべきではないか）、③IASBの資源に限界がある点をどう考えるかといった本プロジェクトを取り巻く様々な要素を整理する必要があったためである。

議論の結果、アプローチBを採用し、しかも公開草案と同じ範囲を対象にヘッジ会計の明確化を図ることが暫定的に合意された。

受領したコメントの分析から、公開草案で提案されたヘッジ会計の対象となり得るリスクの範囲やヘッジ対象として指定できるキャッシュ・フローの一部の取扱いに関して、実務上ばらつきはほとんどないことが判明しており、公開草案と同じ範囲を対象として

も、今後検討を要する論点は、次の2点だけである。したがって、公開草案と同じ範囲を取り上げて、IASBの負担は限定的だと考えられた。

- ・ 買建オプションを、全体として、オプション性のないヘッジ対象のヘッジ手段としてヘッジの非有効性が生じないような方法で指定する場合の取扱いの整理。
- ・ ある状況下におけるインフレーションリスクのヘッジ会計としての指定の可否。

4. 連結

サブ・プライム・ローン問題に端を発する最近の信用危機を受けて、規制当局から、証券化取引及びそれに使われる仕組投資事業体（SIV）の会計処理が適切かどうかに関し疑問が投げかけられている。特に、①IAS第39号（金融商品：認識及び測定）における認識の中止、②IAS第27号（連結財務諸表及び分離財務諸表）及び解釈指針SIC第12号（連結—特別目的会社）にある連結に関する規定が報告企業が保有している資産及び負債を適正に反映しているかどうか、及び③証券化、保証、特別目的会社及びSIVに関連する開示要求が適切かどうかという点が特に指摘されている。

今回は、現在スタッフが進めているこの問題に対するアプローチが紹介され、議論された。現在検討されているアプローチでは、報告企業が連結されている企業又は連結されていない企業とどのような関係を有しているかを基に、報告企業の経済的関与を支配（control）、重要な関与（significant involvement）、消極的関与（passive involvement）の3つに分け、それらのうち、前二者を対象に、①それらをどのように定義するか、及び②それらの状況にある投資に対してどのような情報の開示を求めべきかが検討されている。

報告企業が投資先を支配している場合、報告企業の連結財務諸表に当該投資先が連結されることによって、証券化などによってグループの他の部分から資産及び負債が隔離されているような形で特定の法人において行われている活動や、報告企業の関与についての情報が開示されない可能性がある。また、報告企業が連結資産を使用するかあるいは連結資産にアクセスすることに対して制限が存在している場合がある。このような状況に関する情報、すなわち、報告企業内に存在する法的な企業の境界から生じる資産、負債に対する制限の属性及びその財務的な影響を追加で開示することは、投資家が報告企業の状況をよりよく理解することに貢献すると思われ、このような開示の可能性が検討されている。

また、報告企業の非連結の投資先に対して報告企業が重要な関与をしている場合には、このような投資先に報告企業から与えられた流動性等に対する支援の状況に関する情報を開示することは、投資家が、報告企業がこれら非連結企業との間で有している経済的関与の状況をよりよく理解することに貢献する。また、非連結企業の資産に対して報告企業が信用補完（credit enhancement）を行っている場合には、そのような情報の開示も同様に投資家が報告企業の経済的関与の状況をよりよく理解することに貢献する。そのため、このような開示の可能性が検討されている。

スタッフは、現在連結範囲の決定規準として検討している支配モデルをベースに、上述のような考え方で、報告企業が開示すべき情報の検討を行っており、その成果が今後 I A S B に提出される予定である。なお、連結範囲を見直す本プロジェクトは、現行規定の改訂であること及びサブ・プライム・ローン問題に端を発する最近の信用危機に対する迅速な対応が必要であることから、最初の成果物は、公開草案として公表される予定である。

5. 子会社、共同支配企業及び関連会社の投資原価

今回は、再公開され、2008年2月にコメントが締め切られた I F R S 第1号の改訂公開草案（I F R S の初度適用—子会社への投資の原価）に対して寄せられたコメントの分析結果に基づく議論が行われた。64通のコメントを受領した。

再公開草案で提案されている論点は、①初度適用会社の分離財務諸表における子会社、共同支配企業及び関連会社（以下「子会社等」という）に対する投資に原価法を適用する場合、どのような「みなし原価」を認めるか、②子会社等の受取配当の収益認識に当たって、取得前累積損益からのものか取得後累積損益からのものを区別せずに、受領した金額をすべて包括利益計算書で認識するように改訂することは妥当か及び③従来の連結グループの親会社の上に新たに親会社を設立するようなグループ再編にあたり、新設親会社が発行した株式の対価として受領した旧親会社の株式の測定にあたり、旧親会社の簿価を引き継ぐことを認めかどうか、という3点である。

(1) 投資のみなし原価

I A S 第27号（連結財務諸表及び分離財務諸表）では、親会社の分離財務諸表では、子会社等に対する投資は、①原価又は② I A S 第39号に基づいた金額とされている。I F R S を初めて適用する企業が、このうち①の「原価」での測定を選択した場合、I F R S 第1号では、「みなし原価」を用いることができるという例外を導入することとしているが、どのような「みなし原価」が適切かというのが、ここでの論点である。

受領したコメントの分析を勘案した議論の結果、I F R S への移行日における親会社の分離財務諸表において、子会社等に対する投資のみなし原価として次の2つのいずれかを用いることを許容することが暫定的に合意された。

(a) 子会社の旧会計基準に基づく簿価

(b) 子会社への投資の公正価値（I A S 第39号による測定）

特に(a)を認めたのは、I F R S への移行のコストを低減させる意図などによるものである。また、(b)を採用しても、この「みなし原価」の扱いは、親会社の分離財務諸表上、「原価法」を採用する場合の扱いであるので、当初認識後の測定は、当然原価法によることになる。

(2) IAS第27号の改訂

現行のIAS第27号では「原価法」を定義しており、そこでは、分離財務諸表上、子会社等から受領した配当が、取得前累積損益からの場合には投資の償還として処理し（投資の減額）、取得前累積損益からの場合には包括利益計算書で収益として認識することとしている。このように取得前累積損益と取得後累積損益とを区分することが要求されているが、IFRSの初度適用企業では、過去に遡って区分することが困難な場合があることを踏まえ、再公開草案では、子会社等から配当として受領した金額は、分離財務諸表上すべて包括利益計算書で認識するとともに、投資が減損していないかどうかの減損テストを行うことを提案していた。また、このような困難さは、IFRSの初度適用企業に限られず、それ以外のIFRS継続適用企業にも当てはまるとの判断から、この取扱いをこれらの企業にも拡大することとし、これに伴って、IAS第27号及びIAS第18号（収益）も改訂することが提案されていた。

受領したコメントを分析した結果を踏まえ、次の点が暫定的に合意された。

- (a) IAS第27号第4項の原価法の定義を削除すること。
- (b) IAS第27号を改訂し、親会社の受領した子会社等からの配当として受領した金額は、分離財務諸表上すべて包括利益計算書で認識しなければならないとすること。また、これに平仄を合わせるため、IAS第18号も改訂すること。
- (c) 子会社等からの配当の受領は、減損の兆候の一つとして取り扱い、必ず減損テストを行うことを求めないこととし、このことを反映するためIAS第36号（減損）を改訂すること。

(3) 新設親会社を含むグループ再編取引の会計処理

連結グループ内の再編を行うため、従来の親会社の上に新設親会社を設立する場合がある。この場合、従来の親会社は、新設親会社の子会社となるが、このようなグループ内再編に対してIAS第27号を適用すると、問題が生じる。すなわち、IAS第27号第37項では、親会社の分離財務諸表においては、子会社への投資を①原価法又は②IAS第39号に基づいて会計処理しなければならないと規定しているため、新設親会社が原価法を採用した場合、次のような事態が生じる。新設親会社が取得する子会社の株式は、対価として発行された新設親会社の新株の公正価値で測定されることになるので、発行された新設親会社の新株の公正価値は、この取引で新設親会社が受け取った価値で測定される。このため、結果として、旧親会社が保有するグループ全体の公正価値で測定されることになる。新設親会社を用いたグループ再編では、グループ内での財政状態などは再編の前後で変わっていないのに、新設親会社の受領した旧親会社の株式が公正価値で測定されることを通じて、グループ内の企業がすべて公正価値で測定されることとなる。このような事態を避け、旧親会社の上に親会社を新設した場合で、再編の前後でグループ内の財政状態が変わらない場合には、簿価で引継ぎが行えるようにするために、今回の再公開草案の中で、新

たなパラグラフの導入が提案された。

受領したコメントでは、簿価の引継ぎに賛成するコメントは半数程度であった。残りのコメントでは、この問題は、共通支配下の取引と類似しているため、そのプロジェクト（2007年12月に議題とすることが決定されている）で扱うべき、又は、簿価か公正価値かの選択を企業に認めるべきというものであった。議論の結果、次の点が暫定的に合意され、この線に沿ってIAS第27号が改訂されることとなった。

- (a) 新設親会社の受領する旧親会社の株式の測定は、旧親会社の簿価によることとする。
- (b) この取扱いの対象となるグループ再編取引は、旧親会社が100%子会社にならない場合も含むこととする。旧親会社が普通株式とそれ以外の種類の株式の双方を発行している場合、普通株式の株主のみに旧親会社の株式と交換に新設親会社の株式を交付し、それ以外の種類の株主には新設親会社の株式を交付しない場合でも、グループ再編の前後で財政状態に変動はないので、この場合にもこの取扱いを認めることとする。
- (c) 中間親会社を新設する場合にもこの取扱いを認めることとする。中間親会社の新設は、共通支配下の取引であるが、旧親会社の上に新設親会社を設立するという意味では、ここで扱われているケースと同様の取引であるので、同様な取り扱いをすることとされた。

(4) 発効日及び遡及適用

本改訂は、2009年1月1日以降開始する事業年度から将来に向かって適用するが、早期適用が許容される。ただし、グループ再編取引については、遡及適用を選択することができる。

IASBとFASBの合同会議

6. MOUの見直し

2006年2月に、FASBとIASBは、2007年末までに統合化を達成すべき会計基準の内容に合意し、これをMOU (Memorandum of Understanding) という形で公表したが、2008年に至った現在その見直しが必要になっている。

米国資本市場では、2007年11月に外国企業のIFRS（「国際財務報告基準」）に基づく財務諸表に対して、IFRSに基づく利益と米国会計基準に基づく利益との差異などの内容を示す差異調整表の作成が免除された。一方、これに対応して、SEC（米国証券取引委員会）は、2008年中に、米国上場企業にもIFRSを選択できるようにするか、又は、もう一歩進んで、米国会計基準に代えてIFRSを採用（強制適用）するか、いずれか又はそれらを混合したようなアプローチを提案する可能性がある。米国でのこのようなIFRSの許容ないし採用は、今後5年程度のうちに実現するという見方がある。SECがIFRSを採用するためには、より質の高いIFRSを完成させ

る必要があり、そのためには、MOUを継続し、完成させることが必要との共通認識から今回見直しが検討された。

カナダ、韓国、インド、ブラジル、イスラエルなどが2010年又は2011年からIFRSに移行することを表明しており、さらに、日本も2011年6月までに日本基準とIFRSとの主要な差異を解消することを表明している（東京合意）。これに加え、記述のように米国もIFRS採用に踏み切る可能性がある。このような状況下、もしMOUによるIFRSの見直しの成果の公表が2011年以降になると、これらの国々では、MOU対象項目については、短期間に会計基準の改訂を2度行わなければならない（現行IFRSの採用及びMOUで改訂されたIFRSの再採用）。このような事態を回避する唯一の手段は、MOUのスケジュールを前倒しし、2011年6月頃までにMOU対象項目に関するIFRSの新設又は改訂を完了することであると考えられた。

このような背景を踏まえ、今回の合同会議では、MOU対象項目を2011年6月頃までに完成させるための対応策が、IASB及びFASBの少数のボードメンバー及びスタッフからなる小グループからの提案として提示され、議論された。この提案では、MOU対象項目（収益認識、公正価値測定ガイダンス、連結範囲、認識の中止、財務諸表の表示、資本と負債の区分、リース、退職後給付及び金融商品（現行基準の見直し））に含まれるプロジェクトは、すべて優先度の高いプロジェクトとして位置付け、他の非MOUプロジェクトに優先して取り進めることとするが、MOU対象項目に係る各プロジェクトの検討範囲は、大幅に縮小することを前提としている。

2011年6月頃までの完成というのは大変困難なスケジュールであることが十分認識され、挑戦的すぎるとの意見もあったが、議論の結果、一部に修正を加えた上で、提案内容が大筋で合意された。なお、今回の見直しの議論は、MOU対象項目に限られており、それ以外のアジェンダ項目（例えば、保険会計や中小規模企業（SME）の会計基準）を今後どのように進めるかについての検討は行われていない。

7. 概念フレームワーク

今回は、①企業主体観（entity perspective）と所有主観（proprietary perspective）との関係に関する記述を概念フレームワークの中に追加する案の検討及び②フェーズD（報告企業）における親会社単独の財務諸表と連結財務諸表のどちらが一般目的財務報告の目的にかなっているかに関する予備的見解の表明の是非の2点について議論が行われた。

(1) 企業主体観と所有主観の関係に関する記述の追加（フェーズA）

フェーズAでは、「財務報告の目的」において、一般目的財務報告の目的として、「現在及び潜在的な投資家及び債権者並びにその他の者が資本提供者として意思決定するために有益な報告企業に関する情報を提供すること」という観点が採用されており、いわゆる企

業主体観が採用されている。ところが、フェーズAの公開草案の議論の途中で、概念フレームワークにおいてなぜ企業主体観が採用されているのかに関して、これとよく対比される所有主観又は親会社の株主の観点との比較において、十分な説明がなされていないとの指摘が一部のボードメンバーからなされた。これを受けて、この議論をどのような形で概念フレームワークの中で取り扱うかに関して、今回スタッフから提案が示された。具体的には、フェーズA及びフェーズDの結論の背景でこの問題に関する議論の整理を行うための記述をすることが提案された。

提案内容は、財務報告に関する2つの視点について説明した上で、財務報告の目的は、資本提供者（現在及び潜在的な投資家及び債権者等）の経済的な意思決定に資する情報の提供であり、これは、企業主体観の採用によって達成されるとしている。しかし、企業主体観の採用は、親会社の株主といった特定の資本提供者（所有主観）からの情報ニーズに応える情報の提供を妨げるものではない点も説明されている。また、2つの視点がその他のフェーズ（例えば、財務諸表の構成要素）にどのように影響するかなどについては、それらのフェーズでの検討の際に必要なに応じて議論されるべきとされ、この時点で包括的にこの2つの視点が概念フレームワーク全体に与える影響を記述する必要はないとされた。

(2) 親会社の財務諸表と連結財務諸表との関係に関する予備的見解（フェーズD）

フェーズD（報告企業）では、現在ディスカッション・ペーパーを準備中で、それは、①序文・はじめに、②第1章：個別報告企業、③第2章：グループ報告企業、④第3章：その他の問題及び⑤まとめから構成されている。このうち、第3章では、親会社の財務諸表と連結財務諸表との関係について、3つの見解を示しているが、FASBとIASBとでどの見解を支持するかについて意見が一致していないため、そのいずれを採用すべきかという予備的見解は示されないドラフトとなっている。今回、この問題について、ディスカッション・ペーパーで予備的見解を表明すべきではないかという観点から、新たな提案がスタッフから示された。

両者の関係を整理する3つの考え方は、次のとおりである。

見解A：親会社単独の財務諸表と連結財務諸表のどちらも外部利用者に有用な情報を提供するという見方。

見解B：連結財務諸表は外部利用者の情報ニーズに役立つので、いつでも提供されなければならないが、親会社単独の財務諸表もある状況の下で提供されるべきという見方。

見解C：親会社単独の財務諸表ではなく、連結財務諸表のみが外部利用者の情報ニーズに役立つ有用な情報を提供するという見方（親会社単独の財務諸表は外部利用者に提供されるべきではないという見方）。

FASBは、見解Cを支持しているが、IASBでは、親会社単独の財務諸表も外部利用者のニーズに役立つという考え方をするボードメンバーが多く、ひとつの見解にまとまっ

ていない。そこで、スタッフから、次のような提案があり、これが暫定的に合意された。この結果、ディスカッション・ペーパーでは、この問題については、この暫定合意を予備的見解として表示することとなった。

(a) 親会社は、常に連結財務諸表を表示しなければならない。

(b) 親会社単独の財務諸表の表示は、もし、それが連結財務諸表が表示されている財務報告の中で同時に表示されている場合には、概念上その表示を妨げてはならない。

この合意の前提として、親会社単独の財務諸表の表示が強制されるべきか又は許容されるべきかは、基準レベルの問題として取り扱われるということになっている。また、ある特定の子会社の情報（例えば、廃止事業）をどのように表示するかという問題も基準レベルの問題とされている。なお、親会社単独の財務諸表の表示が上記(b)にあるように、連結財務諸表とともに表示される場合のみに限定されているのは、見解Cを支持するボードメンバーとの妥協の産物と言える。見解Cを支持する人々は、連結財務諸表と切り離されて親会社単独の財務諸表が単独で表示されることによって資本提供者は誤った情報に基づいて意思決定することが起こり得ることに懸念を抱いており、この懸念を払拭するには、親会社単独の財務諸表のみが提供される事態を排除する必要があった。

8. 信用危機への対応

今回のサブ・プライム・ローン問題に端を発する信用危機に対してFASB及びIASBが対応することを求める規制当局等からの要請を受けて、この問題にどのように対応するかについて議論が行われた。

FASBからは、適格特別目的会社(QSPE)という概念を廃止する方向で検討を始めており、また、FASB解釈指針(FIN)46Rの変動持分事業体(variable interest entity)に関連する支配の判定に当たって、量的要素より質的要素をより重視する改訂を意図していることが報告された。また、この改訂において、証券化及びオフバランス活動に関する開示の見直しも検討されていることも報告された。

IASBでは、公正価値測定、金融商品、連結及び認識の中止、オフバランス項目の開示及び公正価値測定に関する開示などを緊急に対応すべき問題として位置付け、議論を進めていることが報告された。特に、連結プロジェクトでは、オフバランス項目の開示の充実及び公正価値の測定を含むIFRS第7号(金融商品：開示)の改訂のための、公開草案の公表を準備中であることも報告された。

両者は、今後とも開示の充実に関して協力することで合意し、また、連結プロジェクトを共同プロジェクトとできるかどうかについて検討することが合意された。

9. 収益認識

2007年7月に欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）、ドイツ及びフランスの会計基準設定主体が協力して、「欧州における積極的会計活動（Proactive Accounting Activities in Europe；PAAinE）」プログラムの一環として公表した「収益認識—欧州の貢献（Revenue Recognition – A European Contribution）」について、執筆に携わった関係者からのプレゼンテーション及び意見交換が行われた。このペーパーの公表目的は、欧州における収益認識に関する議論を刺激すること及びIASB及びFASBが欧州の見解を検討するようにすることであるとされ、そのような意図を受けて、今回、FASBとIASBによるこのペーパーの考え方の聴取が行われた。プレゼンテーションでは、このペーパーの特徴として次のような点が説明された。

- ・ 収益は、「顧客との契約に基づいて企業が行った活動によって生じた経済的便益のグロスの流入である」とされ、顧客との契約以外から収益は生じないこと及び契約時点で企業の活動が行われていなければ収益が認識されることはないこと（いわゆる契約時収益は生じない）。
- ・ 資産負債の変動に基づいて収益を認識することとしていること。いつ収益を認識するかについて、このペーパーでは、①重要事象アプローチ（critical event approach）及び②継続アプローチ（continuous event approach）の2つが検討されている。
- ・ 重要事象アプローチは、契約で約定された履行義務の履行をもって収益を認識するというアプローチで、更に3つに分かれる。

アプローチA：企業が、顧客との契約の下で生じたすべての履行義務を履行した時点で収益を認識する（契約が終了した時点で収益を認識する）。

アプローチB：契約は、履行されたときに代金を請求できることになる履行義務を表す部分（単位）に分割される。

アプローチC：契約が、履行義務を表す部分に分割されるのはアプローチBと同じであるが、分割できる部分は、顧客が意図した目的に利用できるか、又は、意図した目的で利用されたときの価値を反映する金額で販売できるような製品を生産するのに必要な作業を示す部分となる。

- ・ 継続アプローチは、契約に従って企業が履行を行うのに伴って、契約期間にわたって収益を認識するアプローチ（アプローチD）で、工事進行基準に類似している。
- ・ 本ペーパーでは、上記のような4つのアプローチの差異及びメリットを分析している。ドイツの会計基準設定主体は継続アプローチを支持するものの、EFRAG及びフランスの会計基準設定主体は、単一のアプローチをすべての取引に適用すべきことには同意するものの、いずれのアプローチが好ましいかについての判断を表明しないこととしたため、全体として予備的見解は示されていない。

以上

（国際会計基準審議会理事 山田辰己）

* 本会議報告は、会議に出席された国際会計基準審議会理事である山田辰己氏より、議論の概要を入手し、掲載したものである。